

東広島市防犯カメラ設置補助制度について
～ 申請の手引き ～

2025年4月
東広島市役所総務部危機管理課

はじめに

本市では、多くの地域の方が、登下校時の子どもの見守りや夜間パトロールなどの防犯活動に熱心に取り組まれているところです。

安全で住みよいまちづくりのため、自ら犯罪被害に遭わないように努めるとともに、警察や行政と連携・協働した防犯活動が効果的ですが、限界もあります。

地域に、不審者や犯罪の未然防止に効果のある防犯カメラを設置することで、これまでの自主的な防犯活動の補完のみならず、住民自らが防犯カメラを設置して維持管理を行うことで設置に係る話し合いなどを通じて住民全体で犯罪情報を共有でき、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という防犯意識の高揚や住民の連帯感が醸成されることにもなります。

住民の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりに向けた住民の自主的な取組を支援するため、住民自治協議会などが自ら地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助する制度を創設しました。

一方、防犯カメラで撮影された個人の画像は、個人情報として保護の対象と法律に定められていることから、防犯カメラの設置、管理及び運用に際してはプライバシーや個人情報の取扱いには十分留意することが求められます。

本制度を利用して防犯カメラを設置する場合には、適正かつ厳格に管理等をしていただくため、指定した者以外による防犯カメラの操作や視聴の禁止、第三者への画像提供の制限、秘密の保持などの条件を遵守していただき、防犯カメラの設置、管理及び運用を行っていただきますようお願いいたします。

< 目 次 >

I	東広島市防犯カメラ設置補助制度について	1
II	防犯カメラの設置にあたり	3
III	補助金交付の手続き	5
IV	防犯カメラの維持管理	8
V	記入例	9
VI	問い合わせ先一覧	22
VII	Q&A	23

I 東広島市防犯カメラ設置補助制度について（概要）

1 制度の目的

地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、住民自治協議会などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

2 補助対象団体

防犯活動を行っている住民自治協議会、自治会、町内会、地縁による団体など。補助金交付申請のあった団体から、防犯活動や犯罪情勢等を考慮した上で、補助対象団体を決定します。

※ 防犯活動の考え方については、26 ページのQ & AのQ12 を参照

3 補助対象経費

- (1) 防犯カメラの機器購入費用及び設置工事に係る経費（専用柱設置含む）
 - (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置に係る経費（看板製作費含む）
- ※ 機器の保守点検、電気料金等の維持管理経費は補助対象外です。

4 補助率等

- ※ 補助対象経費の3／4以内（千円未満切捨て）
- ※ 1 台につき上限30万円

5 補助対象機器

- (1) 防犯活動の一環として道路、公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラ。
 - (2) 有効画素数、録画速度、録画日数等一定の要件を満たす必要があります。
- ※ 23 ページのQ & Aを参照

6 設置・管理運用

防犯カメラは、不審者の多発する場所や通学路など防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、個人のプライバシーを侵害することがないように、適正に管理・運用してください。

7 主な遵守事項

- (1) 防犯カメラを設置する近隣住民の承諾を得てください。
- (2) 防犯カメラを設置していることを表示した看板（管理運用要領参照）を設置してください。
- (3) 防犯カメラ設置場所の所有者等の同意（許可）を得るとともに設置について道路占用許可等が必要な場合は許可を得てください。
- (4) 設置団体において「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- (5) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。
- (6) 画像の保存期間は7日以上30日以内とし、経過後は消去してください。
- (7) 画像の目的外での利用や第三者への画像提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- (8) 防犯カメラ管理運用状況報告書を毎年提出してください。
- (9) 5年間は適切に維持管理してください。
- (10) 移設や撤去の必要が生じた時は、設置の際の所有者等の合意事項等を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応してください。

8 申請から管理運用までの流れ

補助金交付申請書の提出（受付期間：5月7日（水）～8月29日（金）17時まで）

設置費用や設置場所については、防犯カメラ設置業者等に相談してください。

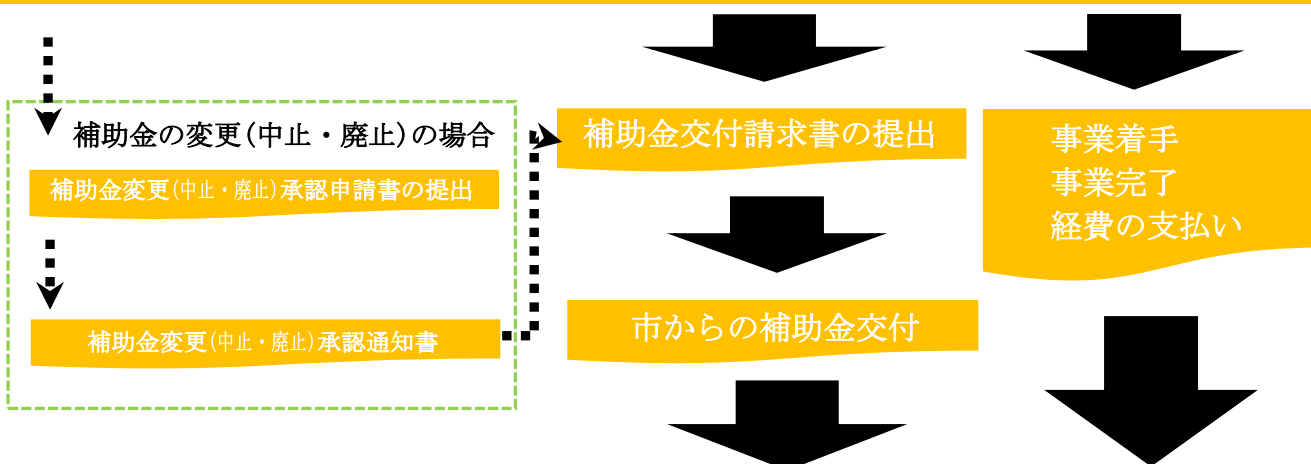
設置（位置・方向等）については、東広島警察署生活安全課及び市危機管理課に相談しアドバイスを受けてください。

提出書類

①調査票、②収支予算書、③見積書の写し、④防犯カメラの設置に関する議事録その他の必要な手続きがあったことを証する書類、⑤規約及び役員の名簿、⑥防犯カメラの設置場所及び当該防犯カメラにより撮影する範囲を示した図面、⑦設置する防犯カメラの形状、寸法、重量その他の特徴及び防犯カメラを構成する機器の関連を説明する書類、⑧防犯カメラの設置について、その設置しようとする土地の所有者又は管理者から同意を得ていることを証する書類、⑨防犯カメラの管理及び運用に関する事項を定めた規程その他これに類するもの、⑩防犯カメラの管理及び運用の責任者並びに防犯カメラの操作に関する事務を取り扱う者の氏名、住所、連絡先その他市長が必要と認める事項を記載した書類、⑪上記①から⑩までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

市から補助金交付決定の通知

※予算額を超える申請があった場合は、防犯活動状況、犯罪状況並びに警察の意見などを総合的に判断し決定します。



実績報告書の提出・補助金の精算

提出書類

①設置した防犯カメラにより撮影された画像、②設置後の現況写真、③収支決算書、④領収証書その他の収支の事実を証する書類の写し、⑤市長が必要と認める書類

市から補助金交付確定の通知

管理及び運用

適正な維持管理とプライバシーの保護に配慮した運用を行ってください。（5年以上）
※管理運用状況報告書を毎年提出してください。

Ⅱ 防犯カメラの設置にあたり

補助金交付申請書を提出する前にしておくこと

- 1 防犯カメラの設置についてよく話し合いましょう。
 - 防犯カメラの必要性や防犯について話し合いをしましょう。
- 2 設置したい場所や台数などを決めましょう。
 - 設置したい場所の近隣住民の意見を交え話し合い理解を得ておきましょう。
 - ※ 撮影範囲に含まれる周辺住民への説明や理解が必要です。
 - 特定の個人、住宅等が継続的に撮影されることがないようにしましょう。
- 3 複数の業者から防犯カメラのカタログや設置費用の見積りを取り寄せてみましょう。
 - 場所に適した防犯カメラの種類、メンテナンスなどを確認しましょう。
 - 防犯カメラの有効画素数、録画時間等は一定の要件を満たす必要があります。
- 4 設置場所の所有者や許可関係者の了解を得ておきましょう。
 - 公共施設や公園、道路内に設置する場合は許可が必要ですので、あらかじめ相談しておきましょう。
- 5 管轄の東広島警察署生活安全課に相談し、アドバイスを受けましょう。
 - 防犯カメラの設置を効果的なものとするために、設置（位置・方向・撮影範囲等）について相談し、アドバイスを受けましょう。
 - ※ 相談内容は、調査票に記入してください。
- 6 防犯カメラの設置について、団体の総会等で話し合いましょう。
 - 防犯カメラを設置する理由を明確にしましょう。
 - 防犯カメラ設置について、総会等で可決承認を得てください。
 - 複数台申請する場合は、設置箇所について優先順位を付けてください。
 - ※ 補助金の予算の関係上、申請しても選定されないことがあること、複数台申請の場合、台数を調整されることをご了承ください。

補助金交付申請書の提出

防犯カメラの設置場所の検討について

次の4つに分類されますが、許可、条件、手続等がそれぞれ異なるので参考としてください。

※ これ以外にも手続きを求められる場合があります。

※ 「問い合わせ先」は22ページを参照してください。

区分	許可条件等	設置方法の例	必要な手続き等
民有地内 (店舗等含む)	・所有者等の承諾が必要です。	・建物や既存の柱等への添架 ・専用の柱を設置	所有者との話し合い (1)同意書
公共施設の敷地内 (学校・公民館・集会所等)	・施設や設備の管理上支障がない場合に許可されます。 ・管理上の支障の有無については、事前に施設管理者との協議が必要です。	・同上	施設管理者との協議 (1)使用許可、設置承認等 (2)学校長の副申 (学校の場合)
公園の敷地内	・公園の利用及び維持管理上支障がない場合に許可されます。 ・設置場所や設置方法で基準が異なりますので、事前に公園管理者と協議が必要です。	・公園等などの公園施設へ添架 ・専用の柱を設置	公園管理者との協議 (1)公園施設設置許可 ※電気の配線を地下に埋設することが条件となる場合もあります。
道路の敷地内	・道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、一定の基準に適合する場合に限り許可されます。 ・車道上であれば路面から4.5m以上、歩道上であれば路面から2.5m以上の高さに設置しなければいけません。 ・その他にも設置場所や設置方法で基準が異なりますので、事前に道路管理者や設備管理者との協議が必要です。	・街路灯へ添架 ・専用の柱を設置	道路管理者との協議 (1)道路占用許可 (2)道路使用許可 強度上問題がある場合は許可されません。
		・信号機柱へ添架	警察との協議 (1)行政財産使用許可 (2)道路占用許可 (3)道路使用許可 強度上問題がある場合は許可されません。
		・電力柱へ添架	中国電力との協議
		・NTT柱へ添架	NTTとの協議 (原則許可されません)

- (1) 道路以外に設置する場合でも、防犯カメラが道路上にせり出している場合は、道路占用許可、道路使用許可が必要です。
- (2) 電線からの電力供給については、中国電力と協議が必要です。
- (3) 設置予定場所の付近に居住する方の承諾を得ておいてください。
- (4) 設置の際は、設置後のメンテナンスや撤去時の現状復旧等も含め検討することが大切です。(高所作業車の必要性の有無や業者に依頼する頻度等の状況により、維持管理費が大きく変わります。)

Ⅲ 補助金交付の手引き

1 補助金交付申請書の提出

- (1) 補助金の交付申請をしようとする場合は、下記の書類を8月末までに危機管理課に提出してください。
- (2) 書き方は、「記入例」を参考にしてください。

★提出書類

ア 東広島市防犯カメラ設置補助金交付申請書

イ 収支予算書

※ 防犯カメラ複数台ある場合は、カメラ1台ごとの内訳と金額を記入する必要があります。

※ 書き方は「参考例」を参考にしてください。

ウ 見積書の写し

※ 「機器購入費」「設置工事費」「表示看板設置費」の補助対象経費の内訳がわかる見積書を提出してください。

※ 防犯カメラの補助金は、1台ごとで計算しますので、防犯カメラが複数台ある場合は、1台ごとの「機器購入費」「設置工事費」「表示看板設置費（看板製作費を含む）」の内訳と金額がわかるよう、業者に作成してもらう必要があります。

※ 見積書は、施工業者とよく話し合い、不足額が生じないよう正確な金額のものを提出してください。

エ 防犯カメラの設置に関する総会の議事録その他の必要な手続きがあったことを証する書類

オ 規約及び役員の名簿

カ 防犯カメラを設置する場所及び当該防犯カメラにより撮影する範囲を示した図面

キ 設置する防犯カメラの形状、寸法、重量その他の特長及び防犯カメラを構成する機器の関連を説明する書類

ク 防犯カメラの設置について、その設置をしようとする土地の所有者又は管理者から同意を得ていることを証する書類

※ 所有者の同意書、公共施設や公園、道路内に設置する場合は、許可証（占有許可、使用許可等）の写しが必要となります。

※ 同意や許可には期間を要する場合がありますので、事前に許可関係者と相談しておいてください。

ケ 防犯カメラの管理及び運用に関する事項を定めた規程その他これに類するもの

コ 防犯カメラの管理及び運用の責任者並びに防犯カメラの操作に関する事務を取り扱う者の氏名、住所、連絡先その他市長が必要と認める事項を記載した書類（[東広島市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領別記様式第1号](#)）

サ 市長が必要と認める書類

※ 設置場所や機器によっては、別途提出をお願いする場合があります。

（赤外線照射機能付きカメラ又は被写体最低照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨。

それ以外の場合、夜間でも人物が特定できる根拠となる書類が必要となりますので、事前に危機管理課へ相談してください。）

※申請書や提出書類を基に、警察と協議のうえ、団体の防犯活動の状況や地域の犯罪情勢等を考慮したうえで、補助対象を決定します。

2 市からの補助金交付決定の通知

申請していただいた内容を審査したうえで補助金の交付を決定し、団体に通知します。

3 補助金交付請求書の提出

- (1) この補助制度では、事業を円滑に進めていただくために、事業完了前に交付決定した金額を予め団体に支払うこととしています。
- (2) 交付決定通知を受けた団体は、「補助金概算払交付請求書」を危機管理課に提出してください。請求書の書き方は「記入例」を参考にしてください。（口座名義等がわかるよう通帳の写しも添付してください。）

4 市から補助金交付

「補助金概算払交付請求書」を受領して1か月を目途に指定された口座に補助金を振り込みます。

5 実績報告書の提出

- (1) 防犯カメラの設置及び支払完了後30日以内に、下記書類を危機管理課に提出してください。
- (2) 遅くとも1月末までには防犯カメラの設置等を行ってください。
- (3) 書き方は「記入例」を参考にしてください。

★提出書類

ア 東広島市防犯カメラ設置補助金実績報告書

イ 設置した防犯カメラに記録された映像、音声等の電磁的記録を複写した電磁的記録媒体

ウ 防犯カメラを設置した場所の現況を示す写真

※ 防犯カメラだけでなく、録画機器（カメラと一体型でない場合）、表示看板の設置についても必要となります。

エ 収支決算書

※ 防犯カメラ複数台ある場合は、カメラ1台ごとの内訳と金額を記入する必要があります。

※ 書き方は「記入例」を参考にしてください。

オ 領収証書その他の収支の事実を証する書類の写し

※ 「領収書の注意点」

カ 防犯カメラ設置補助金概算払精算書

※ 書き方は「記入例」を参考にしてください。

キ その他市長が必要と認める書類

※ 設置場所や機器によっては、別途提出をお願いする場合があります。

▶ 実績報告書の提出時には、設置にかかった経費の領収書の写しが必要です。

- 補助の対象となる経費（「機器購入費」「設置工事費」「表示看板設置費」）のわかる領収書の写しを添付してください。なお、領収書の原本は必ず5年間保管してください（補助金交付の監査等により確認させていただく場合があります）。
- 補助の対象となるのは、年度内に設置を完了し、年度内に支払の終わっている経費です。年度内に設置を完了しても、支払日が翌年度になっている領収書の経費は補助の対象となりませんのでご注意ください。（補助金を返還していただくことになります。）
- 添付していただく領収書の作成に際しては、いくつかの注意点があります。次の「領収書の注意点」を参考にしてください。

領収書の注意点

- 領収書の宛名は、「補助金を申請した団体（例：〇〇住民自治協議会）としてください。他の団体や個人名（会長名）ではいけません。
- 領収書は何の経費かわかるように具体的な内訳を記載してください。「防犯カメラ経費一式」などのように内訳がわからない記載ではいけません。
- 領収書に内訳が書かれていない場合は、領収書と併せて「明細書」や明細がわかる請求書を添付してください。
- 振込で支払いした場合は領収書がありませんので、「振込書」の控えに「明細がわかる請求書」を添付してください。

6 市からの補助金交付額確定の通知

実績報告書の内容を確認し、補助金の額を確定し、団体に通知します。

7 管理及び運用

- (1) 防犯カメラを設置し撤去するまでの間は、防犯カメラを適切に維持管理し、年に一度、「東広島市防犯カメラ管理運用状況報告書」を毎年4月末までに危機管理課に提出していただきます。
- (2) 書き方は「記入例」を参考にしてください。
- (3) 防犯カメラの設置から5年の間は、適切な維持管理と運用してください。
- (4) 防犯カメラの設置について変更がある場合は、危機管理課に相談してください。

IV 防犯カメラの維持管理

1 防犯カメラの維持管理

(1) 保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などを確認しておくことが大切です。（保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助の対象経費とはなりません。）

(2) 定期点検

防犯カメラを設置したら、年に1度は業者又は団体自らによる防犯カメラの点検を行ってください。壊れた防犯カメラがそのままになっていると、

- ・ 地域の防犯力の低下につながります。
- ・ 壊れた防犯カメラが落下する恐れがあり危険です。
- ・ 専用のポールなど自立柱に設置してある場合、ポールなどの倒壊の危険性もあります。

(3) 事故の場合の賠償等

防犯カメラの落下等によって自動車や人に損害を与えてしまった場合、その防犯カメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。

防犯カメラの設置にあたり、そういった可能性も検討していただき、必要と判断された場合には賠償責任保険への加入をご検討ください。（保険料は維持管理経費となり、補助の対象経費とはなりません。）

2 防犯カメラ管理運用規程の遵守

- 防犯カメラの設置は、犯罪の予防や被害の未然防止に役立つ一方で、防犯カメラの不適切な運用により、記録された画像が流出し、目的外に利用される危険性もあります。また、個人の容貌や行動を撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる方もいます。
- 「東広島市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき「防犯カメラ管理運用規程」を作成し、適正な運用を行ってください。また、プライバシーの保護の重要性については、団体の中で周知を図っておくことが重要です。

V 記入例

令和〇年〇月〇日

東広島市長 様

住 所 東広島市〇〇町●●××××番地
 名称及び 〇〇住民自治協議会
 代表者の氏名 △△ △△
 電話番号 〇〇〇 - ××× - ▲▲▲▲

東広島市防犯カメラ設置補助金交付申請書

東広島市防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、東広島市防犯カメラ設置補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 防犯カメラを設置する地区の名称 東広島市〇〇町●●地区

2 設置予定時期 令和 〇 年 2 月

具体的な場所は別紙図面で記入してください。

3 交付申請金額
 金 292,000円

補助対象経費の額の合計額 (A)	482,000円
A × 3 / 4 (B) (1,000円未満の端数は切り捨ててください)	361,000円
補助金の交付限度額 (C) (防犯カメラ1台につき30万円)	300,000円
交付申請額 (B又はCのいずれか少ない額)	300,000円

4 添付書類

- (1) 調査票
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 防犯カメラの設置に関する総会の議事録その他の必要な手続きがあったことを証する書類
- (5) 規約及び役員の名簿
- (6) 防犯カメラを設置する場所及び当該防犯カメラにより撮影する範囲を示した図面
- (7) 設置する防犯カメラの形状、寸法、重量その他の特徴及び防犯カメラを構成する機器の関連を説明する書類
- (8) 防犯カメラの設置について、その設置をしようとする土地の所有者又は管理者から同意を得ていることを証する書類
- (9) 防犯カメラの管理及び運用に関する事項を定めた規程その他これに類するもの
- (10) 防犯カメラの管理及び運用の責任者並びに防犯カメラの操作に関する事務を取り扱う者の氏名、住所、連絡先その他市長が必要と認める事項を記載した書類
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助対象経費（「機器購入費」「設置工事」「表示看板設置費（製作費含む）」の3/4以内（千円未満切捨て）で30万円を上限とします。
 補助金は1台ごとに計算しますので、見積もりの際は、1台ごとの経費の内訳と金額がわかるよう、業者に算定してもらう必要があります。

記入例

調査票

1 自治会等の概要

自治会等の名称	〇〇住民自治協議会	設立年	昭和●●年
小学校区の名称	〇〇小学校区	世帯数	▽▽世帯
防犯カメラを設置する理由（背景を含め、具体的に記載してください。）	〇〇町地区にある公園は、子どもの遊び場となっているが、死角が多く、不審者が目撃され、子どもに対する不信な声掛けも発生している状況である。 このため、見守り活動や回覧板等により注意喚起を行っているが、不審者及び不審な行動を抑止するために、公園の死角となる場所に防犯カメラを設置したい。		
防犯カメラの設置について東広島警察署から助言を受けた内容	防犯カメラの設置箇所については、特に指摘なし。 撮影方向について、住宅街でもあるためプライバシーに配慮するよう注意を受けた。 カメラ設置してあることが目立つようにすることと助言を受けた。		

2 防犯に関する活動の状況

活動の内容（具体的に記載してください。）	平成〇年ころから、登校時に子どもの見守り活動として、通学路での見守りを行っている。
活動の区域	〇〇町地区
活動の回数、時間及び頻度	週5日 登校時1時間程度
1回当たりの活動人数	5人
他の団体との連携の状況	学校と情報を交換しながら協力して行っている。

注 記載する内容が複数である場合又は記載欄が不足する場合は、適宜、欄を設けて記載し、又は別様に記載した書類を添付すること。

参 考 例

(収支予算書)

〇〇住民自治協議会 防犯カメラ設置事業収支予算書

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	備考
自己資金	182,000	自治会費 100,000円 寄付金 82,000円
補助金	300,000	$482,000 \times 75\% = 361,500$ (上限 30 万円) $\div 361,000$
合計	482,000	

補助対象経費全体の $3/4$ (75%) (千円未満切捨て)
複数台ある場合は、1 台ごとに計算します。
1 台： $482,000 \times 75\% = 361,500 \div 361,000 \rightarrow 300,000$ 円 (上限)

2 支出額

(単位：円)

項目	予算額	内訳 (カメラ 1 台ごと)		
		1 台目	2 台目	3 台目
防犯カメラ 1 台 (機器購入費)	390,000	390,000		
設置工事費	80,000	80,000		
看板設置費	12,000	12,000		
合計	482,000	482,000		

補助金の計算は 1 台ごとに計算しますので、見積もりの際には、1 台ごとの金額
がわかるよう、業者に算定してもらう必要があります。(複数台の場合)

3 機器の機能

区分	市の基準	申請機種
有効画素数	38 万画素以上	200 万画素
作動時間等	1 日 24 時間以上夜間撮影対応	1 日 24 時間でデイナイト機能付き
録画時間	1 日 24 時間以上 7 日間以上	1 日 24 時間で 10 日間
記録間隔 / 1 秒	5 コマ以上	30 コマ
記録画像サイズ	640×480 画素 (31 万画素) 以上	200 万画素
記録媒体	記録、複写が可能であること	USB 対応

業者に確認し、記入してください。

参 考 例

議 決 証 明 書

令和〇年〇月〇日開催の〇〇住民自治協議会総会において、東広島市の補助制度を利用して下記所在地に防犯カメラを設置することについて可決承認されました。

記

1 防犯カメラを設置する所在地

(1) 東広島市〇〇町●● ■■公園南側出入口

2 設置する防犯カメラの台数 1台

上記の事実と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

住所 東広島市〇〇町●●×××番地

団体名 〇〇住民自治協議会

代表者職・氏名 会長 △△ △△

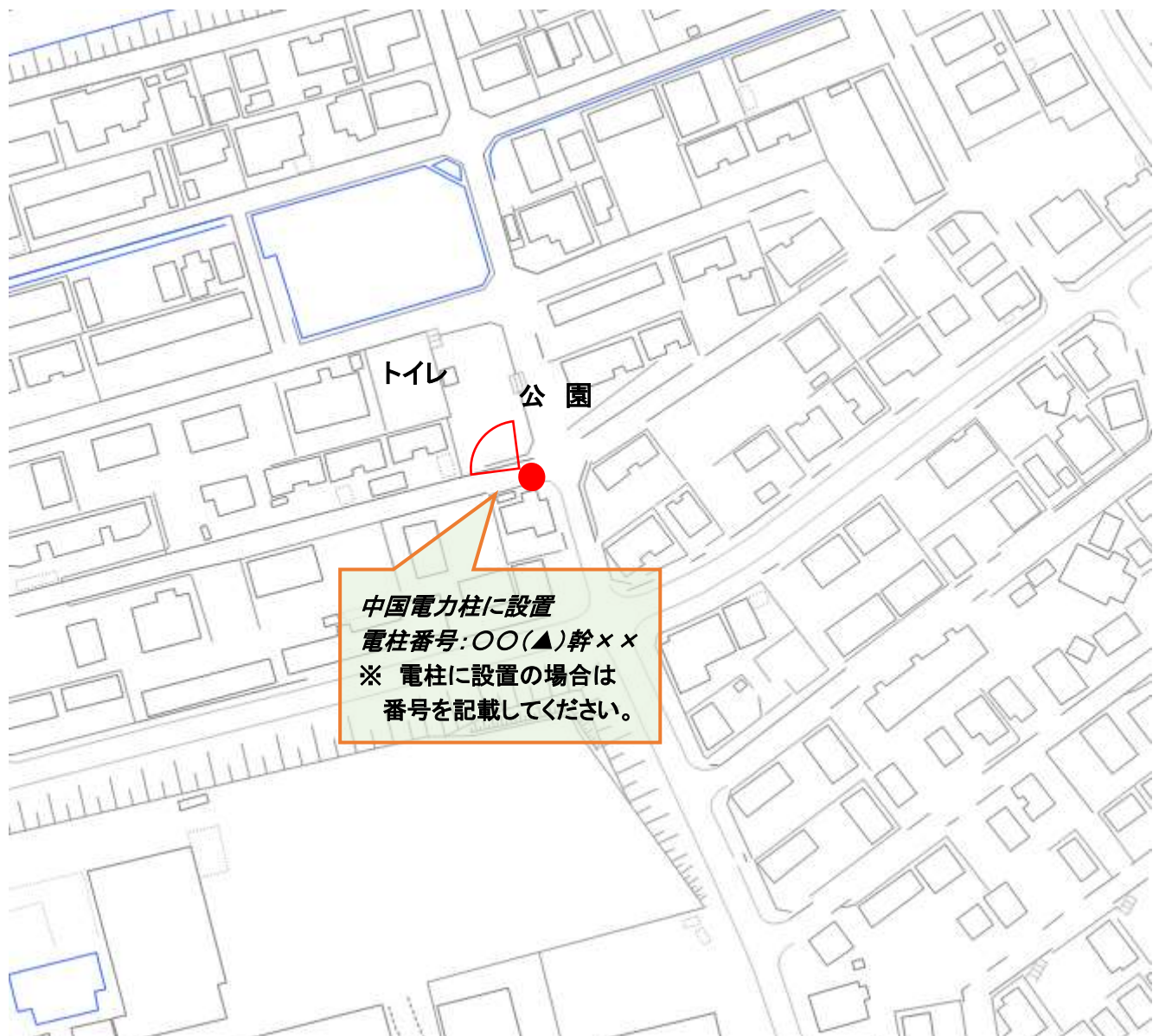
参 考 例

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

※ 設置場所については、団体の中で優先順位を決めたうえで、優先順位の高い場所から記載してください。

優先順位	設置場所
1	東広島市〇〇町●● ■■■公園南側出入口
2	
3	

図面



参 考 例

原本は団体で保管し、写しを提出してください。

防犯カメラ設置場所提供同意願

令和〇年〇月〇日

■■■■様

住所 東広島市〇〇町●●××××番地

団体名 〇〇住民自治協議会

代表者職・氏名 会長 △△ △△

電話番号 〇〇〇 - ××× - ▲▲▲▲

下記のとおり、防犯カメラを設置することについて同意していただきますようお願いします。

記

1 設置場所 東広島市〇〇町●●▽▽▽▽番地 ■■様方北側
(別図図面のとおり)

2 設置台数 1 台

(切り離さないでください)

同 意 書

上記の件について同意します。

令和〇年〇月〇日

(住 所) 東広島市〇〇町●●▽▽▽▽番地

(氏 名) ■■ ■■ 印

参 考 例

〇〇住民自治協議会防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 東広島市〇〇町●●地区における不審者や街頭犯罪等の抑止を図ることを目的として設置する〇〇住民自治協議会防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、目的に則し、プライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 防犯カメラは3台設置し、設置場所は及び撮影範囲は別図のとおりとする。

(設置者)

第3条 防犯カメラの設置者は、〇〇住民自治協議会とする。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラの設置者は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- (2) 保守点検等により適切な維持管理を行う。
- (3) 管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応する。

(管理運用責任者及び操作取扱者等)

第5条 防犯カメラの管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

- 2 管理運用責任者及び操作取扱者は、別添管理運用責任者及び操作取扱者届出書により指定した者とする。
- 3 管理運用責任者及び操作取扱者が交代した場合は、危機管理課に届出るものとする。
- 4 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。
- 5 防犯カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）以外の者が行うことはできない。但し、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(画像の取扱い)

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次の各号による。

- (1) 画像の保存期間は、10日間とする。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像及び記録媒体の取扱いは、管理責任者等以外行わない。

7日間以上30日間以内で設定してください。

(秘密の保持)

第7条 設置者及び管理運用責任者等（以下設置者等という。）は、画像及び画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。このことは設置者等でなくなった後においても同様とする。

(画像提供の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当し、かつ、管理運用責任者が提供の必要性を十分考慮して適当と認めた場合を除き、第三者への画像の提供は行わない。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために、提供を求められた場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

2 画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存する。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の内容

(問い合わせ等の対応)

第9条 管理運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラに関する問い合わせや苦情を受けたときは、その内容が設置目的や管理運用規定に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

(その他)

第10条 この運用規程に記載されていない事項は、「東広島市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領」に基づき取り扱うものとする。

附則

この規定は、令和●●年●月●日から施行する。

参 考 例

(管理運用責任者及び操作取扱者届出書)

管理運用責任者及び操作取扱者届出書

〇〇〇〇年〇月〇日

東広島市長 様

【設置者】

住所 東広島市〇〇町●●××××番地

団体名 〇〇住民自治協議会

代表者職・氏名 会長 △△ △△

電話番号 〇〇〇 - ××× - ▲▲▲▲

管理運用責任者及び操作取扱者を下記のとおり定めましたので届出します。

防犯カメラ及び画像データの管理運用については、東広島市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守いたします。

記

(管理運用責任者)

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

(操作取扱者)

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

保守業者の
届出は不要
です。

操作取扱者が、複
数人いる場合は
下に追加してく
ださい。

東広島市防犯カメラ設置補助金概算払交付請求書

〇〇〇〇年〇月〇日

東広島市長

住所 東広島市〇〇町●●×××番地
 団体名 〇〇住民自治協議会
 代表者職・氏名 会長 △△ △△

令和 年 月 日付け指令東広危第 号で交付決定（変更決定）を受けた令和 年度東広島市防犯カメラ設置補助金について、東広島市防犯カメラ設置補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付決定通知書に記載された補助金額を記入。

記

- 1 交付決定額
 金 300,000 円
- 2 請求金額
 金 300,000 円
- 3 振込先

口座名義が代表者と異なる場合は委任が必要です。
 また、口座名義等がわかるよう、通帳の写しも添付してください。

金融機関名 店 舗 名	〇〇〇〇					銀行・金庫 農協・組合	支店・本店 支所・出張所		
預金種別 口座番号	普通・当座	*	*	*	*	*	*	*	※ 右詰めで記載
フリガナ	〇〇ジュウミンジチキョウギカイ カイケイ ■■ ■■								
口座名義人	〇〇住民自治協議会 カイケイ ■■ ■■								

記入例

東広島市長 様

カメラの設置完了（支払完了）後、30日以内に提出してください。
この日が属する会計年度の終了後から5年間は適切な管理運用してください。

〇〇〇〇年〇月〇日

住 所 東広島市〇〇町●●××××番地
名称及び 〇〇住民自治協議会
代表者の氏名 △△ △△

東広島市防犯カメラ設置補助金実績報告書

年 月 日付け指令東広危第 号で交付決定（変更決定）を受けた令和 年度東広島市防犯カメラ設置補助金事業を完了したので、東広島市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 防犯カメラを設置した地区の名称

東広島市〇〇町●●地区

2 交付決定額

金300,000円

電磁的記録媒体（CD等）に複写したもの若しくはA4の用紙に印刷したものでも可。

3 添付書類等

- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された映像、音声等の電磁的記録を複写した電磁的記録媒体
- (2) 防犯カメラを設置した場所の現況を示す写真
- (3) 収支決算書
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類の写し
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

防犯カメラだけでなく録画機器や表示看板の設置についても必要です。

参 考 例

(事業収支決算書)

〇〇住民自治協議会 防犯カメラ設置事業収支決算書

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	備考
自己資金	182,000	自治会費 100,000円 寄付金 82,000円
補助金	300,000	$482,000 \times 75\% = 361,500$ (上限30万円) $\div 361,000$
合計	482,000	

補助対象経費全体の3/4(75%) (千円未満切捨て)

1台につき30万円を上限としているため、1台ごとに計算します。

1台目： $482,000 \times 75\% = 361,500$ 円 $\div 361,000 \Rightarrow 300,000$ 円 (上限)

※補助金額が変更となる場合は、防犯カメラ設置補助金変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、承認を受けること。(概算払額が多い場合は返還していただきます。)

2 支出額

(単位：円)

項目	予算額	内訳(カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
防犯カメラ1台 (機器購入費)	390,000	390,000		
設置工事費	80,000	80,000		
看板設置費	12,000	12,000		
合計	482,000	482,000		

記入例

東広島市防犯カメラ管理運用状況報告書

毎年度、提出してください

〇〇〇〇年〇月〇日

東広島市長 様

住所 東広島市〇〇町●●×××番地
 団体名 〇〇住民自治協議会
 代表者職・氏名 会長 △△ △△
 代表者連絡先 〇〇〇 - ××× - ▲▲▲▲
 担当者連絡先：氏名 □□ □□
 連絡先 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

〇〇〇〇年度東広島市防犯カメラ管理運用状況について、以下のとおり報告します。
 なお、プライバシーの保護についても適切に管理及び運用をしています。

設置状況	設置年度	〇〇〇〇年度		設置台数	△ 台	
	機器の作動状況(故障等)			異常なし		
	機器の設置状況(固定状況等)			異常なし		
活用状況 (画像確認及び画像提供等)	問合せのあった回数 (警察等から画像を見せてほしいと依頼のあった回数)	5 回		実際に画像を提供した回数 (警察等の画像の確認後、警察等の依頼に基づいて画像を提供した回数)	1 回	
	画像を提供した場合、その活用された内容などを記入してください。 (例：傷害事件に基づき、10月1日に東広島警察署に画像を提出。)					
	責任者、取扱者の変更の有無に○をしてください。					
管理運用責任者	責任者の変更(いずれかに○を) 有 ・ 無		住 所	東広島市〇〇町●●▽▽▽番地		
	【変更日】 年 月 日		氏 名	〇〇 〇〇		
	【変更日】 年 月 日		電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
操作取扱者 (保守業者は除く)	取扱者の変更(いずれかに○を) 有 ・ 無		住 所	東広島市〇〇町●●×××番地△△		
	【変更日】 〇〇〇〇年〇月〇日		氏 名	▲▲ ▲▲		
	【変更日】 〇〇〇〇年〇月〇日		電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		

VI 問い合わせ先一覧

1 補助制度についての問い合わせ及び申請書類等の提出窓口

東広島市役所 総務部 危機管理課生活安全係

【電話】：082-420-0400 【FAX】：082-422-4021

2 警察署の各相談窓口

- (1) カメラの設置場所についての相談窓口：東広島警察署生活安全課
- (2) 信号機柱への設置についての相談窓口：東広島警察署交通課交通規制係
- (3) 信号機柱への設置許可の申請窓口：東広島警察署会計課
- (4) 道路使用許可の申請窓口：東広島警察署交通課

※ 東広島警察署代表電話：【電話】082-422-0110

3 街路灯及び公園への設置についての相談窓口

- (1) 道路占有許可の相談及び申請

ア 市内の道路

東広島市役所 建設部 建設管理課 【電話】082-420-0961

イ 国道（2号・375号(東広島・呉自動車道)）

国土交通省 広島国道事務所 西条維持出張所 【電話】082-423-2404

※原則許可されません。

ウ 上記以外の国道及び県道

広島県 西部建設事務所 東広島支所 【電話】082-422-6911（代表）

- (2) 公園施設設置許可の相談及び申請

東広島市役所 都市交通部 都市整備課 【電話】082-420-0955

- (3) 道路照明(街路灯)の相談窓口

東広島市役所 建設部 維持課 【電話】082-420-0949

4 公共用地内（学校、公民館、集会所等）への設置については、まずは、設置を希望する施設管理者に相談し、協議を行ってください。

5 中国電力電柱への設置についての問い合わせ

中国電力ネットワーク(株)東広島ネットワークセンター

【電話】0120-519-730（フリーダイヤル）

6 NTT柱への設置についての問い合わせ

NTTフィールドサービステクノ中国支店広島営業所

広島フィールドサービスセンター設備データベース担当

【電話】082-554-0088

※原則許可されません。

7 防犯カメラについての問い合わせ

広島県生活安全防犯協会：【電話】082-263-5390

VII Q & A

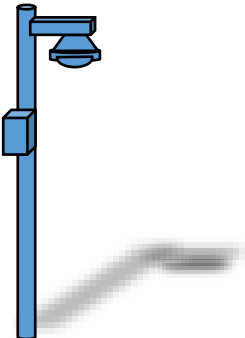
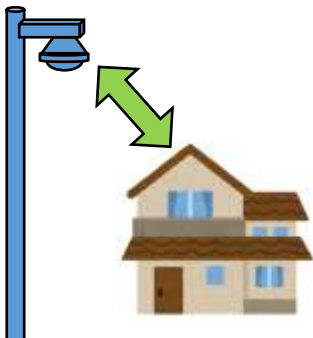
<Q 1>

防犯カメラについて

(A)

本制度でいう防犯カメラとは、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象とし、不審者や街頭犯罪を抑止することを目的として特定の場所に常設し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいいます。

防犯カメラのタイプは大きく分けて、「録画一体型カメラ（スタンドアロン型）」と「集中管理型カメラ（ネットワーク型）」に分かれます。

録画一体型カメラ（スタンドアロン型）	集中管理型カメラ（ネットワーク型）
○ 防犯カメラに内蔵されている録画装置やポール等に取り付けた録画装置に撮影画像を直接保存する方式 ○ 記録データが人の手が届かないところにあるのでプライバシーの保護が確立しやすくなります。 ○ 取り付け工事が簡単で通信回線費用が掛からないため経費が安くなります。 <u>（本制度ではこの方式をお勧めします。）</u> 	○ 有線又は無線で、防犯カメラから離れた場所に設置してある録画装置に画像を転送する方式。 ○ 防犯カメラの映像をモニタリングすることができ、記録データが人の手が届くところにあるので、プライバシーの保護上、運用を厳格にする必要があります。 ○ 録画装置の設置場所の確保が必要であり、また、取付工事費が高く、別途通信回線費用等が必要となる場合があります。 

<Q 2>

防犯カメラの一定の要件とはどのようなものですか。

(A)

防犯カメラは、特定の場所に常設し、常時撮影及び録画する必要があることから、次の要件を満たしていただく必要があります。

機器選定の際に、防犯カメラ取扱業者に確認してください。

区 分		仕 様
撮影機能	有効画素数	3 8 万画素以上
	作動時間等	1 日 2 4 時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（動体検知も可）
録画機能	録画時間	1 日 2 4 時間及び 7 日間以上（動体検知の場合は 7 日分以上）
	1 秒間の記録間隔	5 コマ以上
	記録画像サイズ	6 4 0 × 4 8 0 万画素以上
	記録媒体	USB メモリー、DVD-R 等の外部記録媒体に画像が複写できること、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること

<Q3>

撮影する範囲などに決まりはありますか。

(A)

防犯カメラの設置にあたっては、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節やマスキング（ぼかし）機能を使うなど、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしましょう。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合は、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

<Q4>

防犯カメラを設置するにあたって、所有者等の同意のほかに、どのような手続きが必要ですか。

(A)

防犯カメラを設置する場所の土地所有者等の同意のほか、撮影範囲に含まれる周辺住民への説明や配慮（民家等を撮影することがないよう、マスキングを行う等）などが必要です。

公園等の施設に設置する場合には、施設管理者と協議のうえ、施設への設置許可を得ていただく必要があります。（施設管理運営上支障がない場合に限ります。）

また、道路上の設備（街路灯など）に設置する場合には、その設備管理者と協議のうえ、道路占有許可や道路使用許可を取得する必要があります。（設備管理運営上支障がない場合に限ります。）

設置場所により条件や制約が異なりますので、詳しい手続きについては、各管理者へお問い合わせください。（22 ページの問い合わせ先一覧を参照してください。）

<Q5>

防犯カメラの設置について、なぜ、団体の総会などで話し合わなければならないのですか。

(A)

防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。

防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、総会などで地域の住民の方々の合意を形成していただいたうえで設置することが必要となります。

<Q6>

防犯カメラの管理運用規程はなぜ必要なのですか。

(A)

撮影された画像を、誰もが見たり、自由に取り出せるのでは、プライバシーを侵害する恐れがあります。

このため、管理運用責任者、操作取扱者を指定して、目的・必要性等を踏まえたうえで、適切な管理運用を行う必要があります。

このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには、一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

<Q7>

「防犯カメラの設置がプライバシーの侵害では。」との問い合わせや苦情等を受けた時はどうすればよいですか。

(A)

防犯カメラ設置者として、適切かつ迅速に対応していただく必要があります。

その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断したうえで、問題ないと判断した場合には、地域住民の話し合いで必要と判断して設置したこと、撮影場所等については警察とも協議していること、プライバシーの侵害とならないよう、防犯カメラの設置の表示や管理運用規程を定めていることなどを説明し、理解を求める必要があります。

<Q 8>

設置の際に気を付けることはありますか。

(A)

設置に際しては、設置を効果的なものとするために、あらかじめ設置しようとする位置や方向について、東広島警察署生活安全課に相談に行き、アドバイスを受けてください。

防犯カメラは設置したら終わりではありません。その後、記録媒体の交換や動作確認等の定期的なメンテナンスのほかにも、災害時等による撮影角度の修正、依頼に基づくデータの抽出などにも対応する必要があります。

簡単なメンテナンスは自分達で行えるような場所への設置や、機種を選ぶなど、その後の維持管理も考慮した設置場所・カメラの機種の選定が重要です。

また、設置だけでなく、撤去時の原状復旧も考慮して検討してください。

<Q 9>

防犯カメラが設置されていることを表示する際に気を付けることはありますか。

(A)

この表示は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果も高めるものです。防犯カメラの設置場所付近の見えやすい場所に表示してください。（必ず所有者等の同意を得てください。）

なお、表示に際しては、「防犯カメラ作動中」、「設置者の名称」、「今回の補助事業の名称」を明記してください。

<Q 10>

電気について

(A)

民有地や公園に設置する場合などにおいて、同一敷地（柱）内に既に電気需給契約を終結している場合には、原則として既電気需給契約と防犯カメラの需給契約を分けて契約することはできません。

詳しくは、防犯カメラ取扱業者にお問い合わせください。

<Q 11>

設置した後の維持管理費用にはどのようなものがありますか。

(A)

電気代（1台につき年間4～5千円程度（定額電灯契約の場合））の支払いが必要なほか、定期的なメンテナンスや消耗品の交換、データの抽出、故障時の修理費用も必要となります。設置場所、機種の仕様、定期点検やメンテナンス、データ抽出方法等により、維持管理費用が異なります。

事前に防犯カメラ取扱業者に確認しておいてください。

<Q 12>

防犯活動とはどのようなものですか。

(A)

本制度でいう防犯活動とは、通学路での登下校時の子どもの見守りや夜間パトロール等を住民自治協議会等の自主的な取組として行っている活動をいいます。

住民自治協議会等の会員が行っている防犯活動は、人員の配置や活動範囲が広範囲にわたることなどから、全てに監視の目が行き届かないことや複数回同一場所を見守ることが困難であるなどの問題を抱えています。

このため、本制度では、こういった問題点を、防犯カメラを設置することで補うことを目的として、住民自治協議会等が合意のうえ設置しようとする場合に補助金を交付し、自主的な防犯活動を支援します。

<Q 1 3>

防犯カメラと録画機器の設置台数が異なる場合や複数台設置の場合、補助金の計算はどうなりますか。

(A)

防犯カメラの補助金の上限額は、防犯カメラ1台につき30万円となりますので、1台ごとに補助金の額を計算します。

例えば、防犯カメラ3台、録画機器1台のように、録画機器が別に設置の場合は、録画機器の経費は防犯カメラの台数（3台）で按分するなど、防犯カメラ1台の補助対象経費を計算していただくこととなります。

見積り及び支払いの際には、1台ごとに「機器購入費」、「設置工事費」、「表示看板設置費」の内訳と金額がわかるよう、防犯カメラ取扱業者に算定してもらってください。

	1台目	2台目	3台目	合計
防犯カメラ3台 (機器購入費)	330,000	300,000	370,000	1,000,000
設置工事費	50,000	30,000	50,000	130,000
表示看板設置費	10,000	10,000	10,000	30,000
合 計	390,000	340,000	430,000	1,160,000
補助金額	$390,000 \times 75\% = 292,500 \rightarrow \underline{292,000}$	$340,000 \times 75\% = 255,000 \rightarrow \underline{255,000}$	$430,000 \times 75\% = 322,500 \rightarrow 322,000 \rightarrow \text{上限 } \underline{300,000}$	$292,000 + 255,000 + 300,000 = \underline{847,000}$

<Q 1 4>

ダミーカメラは対象となりますか。

(A)

対象となりません。

<Q 1 5>

不法投棄を監視するカメラも対象となりますか。

(A)

本制度は、不審者や街頭犯罪を抑止することを目的とした、子ども見守り活動や防犯パトロールなどの防犯活動を補完するためのものであるため、不法投棄を監視することを目的とした監視カメラは対象とならない場合があります。